三　貿易外省令第九条第二項第十四号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。

1・2　［略］

3　輸出令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第四条第二号又は第十二号ハ若しくはニのいずれかに該当するもの

4～9　［略］

四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**○経済産業省告示第二百七十三号**

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成三十年一月二十二日から施行する。

平成二十九年十二月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一　無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） | 一　無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） |
| 1～5　［略］ | 1～5　［略］ |
| 6　一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの | 6　一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第八条第九号から第十二号又は第十三号のいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの |
| 7～9　［略］ | 7～9　［略］ |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 二　無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） | 二　無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） |
| 1～4　［略］ | 1～4　［略］ |
| 5　一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、貨物等省令第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの | 5　一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、貨物等省令第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの |
| 6・7　［略］ | 6・7　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○経済産業省告示第二百七十四号**

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成三十年一月二十二日から施行する。

平成二十九年十二月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。 | 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。 |
| 一　輸出令別表第一の五の項（十四）に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第四条第十二号ハ又はニに該当するもの | 一　輸出令別表第一の五の項（十四）に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第四条第十二号ハ（一）又はニに該当するもの |
| 二～十九　［略］ | 二～十九　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |